

始良中央地区合併協議会

第12回会議

平成15年11月13日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）第12回協議会

期 日	内 容	備 考
10月23日(木)	第11回協議会 13:30 多目的ホール 第6回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 都市計画分科会 9:00 隼人町 土木分科会 14:00 国分市 第5回まちづくりプロジェクト会議・第15回まちづくりワーキング会議(企画) 合同会議 15:00 国分市	総務班 調整班 計画班
10月24日(金)	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町 税務分科会 14:00 溝辺町 商工分科会 13:30 国分市 人事分科会 13:30 国分市 住基・戸籍分科会 14:00 財産管理分科会 13:30 国分市	調整班
10月27日(月)	シルバー人材分科会 14:00 隼人町 住民専門部会(税務関係) 13:30 隼人町 水道分科会 13:30 溝辺町 財政専門部会 13:30 国分市 給食分科会 13:30 隼人町 第16回まちづくりワーキング会議(財政) 9:30 国分市	調整班 計画班
10月28日(火)	観光分科会 9:30 牧園町 第3セク分科会 13:30 牧園町 農業分科会 14:00 企画分科会 13:30 社会福祉分科会 13:30 隼人町 社会教育分科会 13:30 溝辺町 幼稚園分科会 13:30 牧園町 福祉専門部会 13:30 隼人町 高齢者福祉・介護・健康合同分科会 16:00 隼人町 第6回まちづくりプロジェクト会議・第17回まちづくりワーキング会議(企画) 合同会議 15:00 国分市	調整班 計画班
10月29日(水)	介護保険分科会 14:00 横川町 学校給食分科会 14:00 隼人町 建築分科会 13:30 国分市	調整班
10月30日(木)	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町 教育総務分科会 14:00 溝辺町 下水道分科会 14:00 国分市	調整班
10月31日(金)	健康分科会 16:00 国分市 農業委員会分科会 14:00 横川町 人事分科会 13:30 国分市 第18回まちづくりワーキング会議(財政) 13:30 国分市	調整班 計画班
11月4日(火)	福祉専門部会 13:30 隼人町 学校教育分科会 13:30 隼人町 国保分科会 15:00 隼人町 税務分科会 13:30 溝辺町 農委局長会 14:00 横川町 第7回まちづくりプロジェクト会議・第19回まちづくりワーキング会議(財政) 合同会議 13:30 国分市	調整班 計画班
11月5日(水)	養護施設分科会 14:00 春光園 社会福祉分科会 13:30 隼人町 環境分科会 13:30 霧島町 耕地分科会 14:00 横川町 観光分科会 13:30 牧園町 出納分科会 14:00 国分市 消防防災分科会 13:30 牧園町 工事監査分科会 13:30 国分市 電算分科会 13:30 国分市 第8回まちづくりプロジェクト会議・第20回まちづくりワーキング会議(企画) 合同会議 13:30 国分市	調整班 計画班
11月6日(木)	第12回幹事会 13:30 多目的ホール 都市計画分科会 9:30 隼人町 国民年金分科会 13:30 溝辺町 土木分科会 14:00 国分市 社会体育分科会 13:30 隼人町 健康分科会 16:00 国分市 保育所分科会 13:30 国分市	総務班 調整班
11月7日(金)	住民専門部会(環境) 10:00 国分市	調整班
11月10日(月)	商工分科会 9:30 国分市 総務分科会 13:00 国分市 養護施設分科会 14:00 舞鶴園 消防団長会 16:00 国分市 住民専門部会(環境) 10:00 農業(畜産)分科会 9:30 国分市 財産管理部会 13:30 国分市 県新税説明訪問 14:00	調整班
11月11日(火)	農業分科会 14:00 溝辺町 社会福祉分科会 13:30 隼人町 議会分科会 13:30 福山町 給食分科会 13:30 隼人町 老人保健分科会 14:00 隼人町 財政分科会 13:30 国分市	調整班

11月12日(水)	水産分科会 10:00 福山町 介護保険分科会 14:00 横川町 総務専門部会 13:00 隼人町 保育所分科会 13:30 国分市	教育専門部会 14:00 溝辺町 国保分科会 14:00 隼人町 林業分科会 13:30 福山町 財政専門部会 13:30 国分市	調整班
11月13日(木)	第12回協議会 13:30 多目的ホール 第3回新市名称検討小委員会 10:00 議会棟4階委員会室 第7回議会議員の定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール 教育総務分科会 14:00 溝辺町 下水道組合分科会 13:30	土木分科会 14:00 国分市	総務班 調整班

<今後の予定>

期 日	内 容	備 考	
11月14日(金)	企画分科会 13:30 商工分科会 13:30 国分市	税務分科会 13:30 溝辺町 農業分科会 9:30 国分市	調整班
11月17日(月)	社会教育分科会 13:30 溝辺町		調整班
11月18日(火)	高齢者福祉分科会 13:30 霧島町	第三セク分科会 13:30 霧島町	調整班
11月19日(水)	耕地分科会 14:00 横川町 国保分科会 14:00 隼人町	教育専門部会 14:00 溝辺町 出納分科会 13:30 国分市	調整班
11月20日(木)	第13回幹事会 13:30 多目的ホール 保育所分科会 13:30 国分市	土木分科会 14:00 国分市	総務班 調整班
11月25日(火)	第13回協議会 13:30 多目的ホール 第8回議会議員定数及び任期検討小委員会 10:00 多目的ホール		総務班 調整班

地方税の取扱いについて（国民健康保険税を除く。）（協定項目10）

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により、平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により、平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。
- 4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
- 5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。

平成15年11月25日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	個人市町民税
調整の内容	1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により、平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により、平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
個人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	20,664人	3,313人	1,840人	3,692人	
	均等割額及び所得割額の合算額	市内に住所を有する個人	同左	同左	同左	
	均等割額のみ	市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	同左	同左	同左	
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	均等割	2,500円/年	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	
	所得割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	
	納期	期数	4期	4期	4期	4期
		普通徴収	第1期 6月1日～6月30日	第1期 6月16日～6月30日	第1期 7月16日～7月31日	第1期 6月16日～6月30日
			第2期 8月1日～8月31日	第2期 8月16日～8月31日	第2期 8月1日～8月31日	第2期 8月16日～8月31日
			第3期 10月1日～10月31日	第3期 9月16日～9月30日	第3期 10月16日～10月31日	第3期 10月16日～10月31日
第4期 1月1日～1月31日			第4期 11月16日～11月30日	第4期 12月16日～12月25日	第4期 12月1日～12月22日	
特別徴収		月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	
特例事業所	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	個人市町民税
調整の内容	1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。ただし、地方税法第8条の2第4項並びに第310条及び第318条の規定により、平成17年度は現行のとおりとする。また、国分市を除く6町については、合併特例法第10条の規定により、平成18年度及び平成19年度の2年度間は現行の税率を適用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針	
個人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	2,413人	13,913人	2,163人	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第294条第1項第1号、第2号	
	均等割額及び所得割額の合算額	町内に住所を有する個人	同左	同左		
	均等割額のみ	町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者	同左	同左		
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	現行のとおり (税法どおり) 法第318条	
	均等割	2,000円/年	2,000円/年	2,000円/年	合併後の人口が5万人以上になるため、均等割の標準税率が2500円/年となる。 参考 法第310条	
	所得割	標準税率	標準税率	標準税率	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第314条第3項、第295条	
	期数	4期	10期	4期	普通徴収の方法による納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月、1月とする。 参考 法第320条 (6・8・10・1月)	
	納期	普通徴収	第1期 6月1日～6月30日	第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日		第1期 6月17日～6月30日
			第2期 8月1日～8月31日	第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日		第2期 8月1日～8月31日
			第3期 10月1日～10月31日	第7期 12月12日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日		第3期 10月1日～10月31日
第4期 1月1日～1月31日			第9期 2月13日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日	第4期 12月1日～12月25日		
特別徴収	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	現行のとおり 各市町とも同一		
特例事業所	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町
法人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	1,204事業所	246事業所	85事業所	214事業所
	均等割額及び法人税割額の合計	市内に事務所又は事業所を有する法人	町内に事務所又は事業所を有する法人	同左	同左
	均等割額	市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	同左	同左
	税率	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)
	1号	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
	2号	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
	3号	410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	4号	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
	5号	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
	6号	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
7号	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
8号	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	
9号	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
法人税割	税率	14.7% (制限税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)
賦課期日		申告納付	申告納付	申告納付	申告納付

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針	
法人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	152事業所	779事業所	127事業所	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第294条第1項第3号、第4号	
	均等割額及び所得割額の合計額	町内に事務所又は事業所を有する法人	同左	同左		
	均等割額	町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	同左	同左		
	均等割	税率	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第312条第1項
		1号	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	
		2号	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	
		3号	410,000円	410,000円	410,000円	
		4号	400,000円	400,000円	400,000円	
		5号	160,000円	160,000円	160,000円	
		6号	150,000円	150,000円	150,000円	
7号		130,000円	130,000円	130,000円		
8号		120,000円	120,000円	120,000円		
9号	50,000円	50,000円	50,000円			
法人税割	税率	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く6町は、平成17年度から平成19年度までの3年度間は現行の税率を適用する。なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。 参考 法第314条の6	
賦課期日	申告納付	申告納付	申告納付	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第321条第8項		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調整の内容	3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
固定資産税	納税義務者数 (H15/4/1)	19,238人	3,995人	2,962人	6,077人	
	納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	同左	同左	同左	
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	税率	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	
	課税標準	土地・家屋	基準年度の価格	同左	同左	同左
		(住宅用地)	課税基準となるべき価格の3分の1の額	同左	同左	同左
		(小規模住宅用地)	課税基準となるべき価格の6分の1の額	同左	同左	同左
		償却資産	賦課期日における当該償却資産の価格	同左	同左	同左
	課税標準総額 (H15/4/1現在)	土地	54,594,550,000円	10,654,242,857円	4,537,789,260円	8,015,391,848円
		家屋	96,762,364,000円	19,931,228,571円	10,145,235,296円	20,613,622,748円
		償却資産	57,970,264,000円	27,080,807,142円	4,928,015,005円	14,411,632,264円
	免税点	土地	30万円未満	同左	同左	同左
		家屋	20万円未満	同左	同左	同左
		償却資産	150万円未満	同左	同左	同左
		期数	4期	4期	4期	4期
	納期	第1期	5月1日～5月31日	第1期 5月16日～5月31日	第1期 5月16日～5月31日	第1期 5月16日～5月31日
		第2期	7月1日～7月31日	第2期 7月16日～7月31日	第2期 7月16日～7月31日	第2期 7月16日～7月31日
第3期		11月1日～11月30日	第3期 10月16日～10月31日	第3期 9月16日～9月30日	第3期 9月16日～9月30日	
第4期		2月1日～2月末日	第4期 12月16日～12月25日	第4期 11月16日～11月30日	第4期 11月16日～11月30日	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調整の内容	3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。		

各市町の現況

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針	
固定資産税	納税義務者数 (H15/4/1)	4,416人	14,460人	3,941人	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第343条	
	納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	同左	同左		
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第359条	
	税率	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第350条	
	課税標準	土地・家屋	基準年度の価格	同左	同左	現行のとおり(税法どおり) 参考 法第349条第1項、第2項
		(住宅用地)	課税基準となるべき価格の3分の1の額	同左	同左	
		(小規模住宅用地)	課税基準となるべき価格の6分の1の額	同左	同左	
		償却資産	賦課期日における当該償却資産の価格	同左	同左	
	課税標準総額 (H15/4/1現在)	土地	6,326,590,980円	31,922,064,994円	4,691,060,068円	
		家屋	17,541,702,283円	71,218,065,866円	9,635,346,431円	
		償却資産	4,895,297,792円	27,948,683,462円	2,116,238,381円	
	免税点	土地	30万円未満	同左	同左	現行のとおり(税法どおり) 参考 法第351条
		家屋	20万円未満	同左	同左	
		償却資産	150万円未満	同左	同左	
期数	4期	10期	4期	納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。 参考 法第362条(4・7・12・2月)		
納期	第1期	5月1日～5月31日	(集合徴収) 対象 町内に住所を有する個人 第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月12日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月13日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日		第1期 4月17日～4月30日	
	第2期	7月1日～7月31日			第2期 7月1日～7月31日	
	第3期	9月1日～9月30日			第3期 10月1日～10月31日	
	第4期	11月1日～11月30日	(単税) 対象 法人及び町外に住所を有する個人		第4期 12月1日～12月27日	

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調整の内容	4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町		
軽自動車税	納税義務者	軽自動車等の所有者（売主が所有権を留保する場合は買主）	同左	同左	同左		
	納税義務者数 (H15/4/1現在)	21,589台	4,845台	2,975台	4,590台		
	賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日		
	原付	50CC以下	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年	
		90CC以下	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年	
		125CC以下	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	
		S60.2.15以降登録のミニカー	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年	
	軽自動車	二輪のもの (側付車のもを含む。)	2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	
		三輪のもの	3,100円/年	3,100円/年	3,100円/年	3,100円/年	
		四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	5,500円/年	5,500円/年	5,500円/年	5,500円/年
			乗用のもの 自家用	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年
			貨物用のもの 営業用	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年
			貨物用のもの 自家用	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年
		専ら雪上を走行するもの	2,400円/年				
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	
その他のもの		4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年		
二輪の小型自動車		4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年		
納期		4月11日～30日	4月11日～30日	5月1日～31日	4月11日～30日		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調整の内容	4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。		

各市町の現況

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針			
軽自動車税	納税義務者	軽自動車等の所有者（売主が所有権を留保する場合は買主）	同左	同左	現行のとおりとする （税法どおり） 参考 法第442条の2			
		納税義務者数 （H15/4/1現在）	2,938台	14,216台	3,617台			
	賦課期日		4月1日	4月1日	4月1日	現行のとおりとする （税法どおり） 参考 法第445条第1項		
	原付	50CC以下	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年	軽自動車税の税率については、 国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。 ※専ら雪上を走行するものについては国分市、霧島町、福山町のみ 参考 法第444条		
		90CC以下	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年			
		125CC以下	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年			
		S60.2.15以降登録のミニカー	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年			
	軽自動車	二輪のもの （側付車のもを含む。）		2,400円/年	2,400円/年		2,400円/年	
		三輪のもの		3,100円/年	3,100円/年		3,100円/年	
		四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円/年		5,500円/年	5,500円/年
				自家用	7,200円/年		7,200円/年	7,200円/年
			貨物用のもの	営業用	3,000円/年		3,000円/年	3,000円/年
				自家用	4,000円/年		4,000円/年	4,000円/年
	専ら雪上を走行するもの		2,400円/年		2,400円/年			
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年			
	その他のもの		4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年			
二輪の小型自動車		4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年				
納期		4月1日～30日	4月15日～30日	4月11日～30日	納期については、5月1日から5月31日までとする。 参考 法第445条第2項			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	たばこ税
調整の内容	5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	同左	同左	同左	
	納税義務者数 (H15/4/1現在)	4事業所	4事業所	4事業所	3事業所	
	税率	煙草税率 (1,000本につき)	2,977円	2,977円	2,977円	2,977円
		旧3級品たばこ (1,000本につき)	1,412円	1,412円	1,412円	1,412円
	納期	毎月末日までに申告納付 (前月分)	同左	同左	同左	
項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針	
たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	同左	同左	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第465条 第468条 地方税法附則 第30条の2	
	納税義務者数 (H15/4/1現在)	4事業所	4事業所	3事業所		
	税率	紙巻煙草 (1,000本につき)	2,977円	2,977円		2,977円
		旧3級品紙巻たばこ (1,000本につき)	1,412円	1,412円		1,412円
	納期	毎月末日までに申告納付 (前月分)	同左	同左		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税
調整の内容	6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
特別土地保有税	納税義務者	取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	同左	同左	同左
	課税基準	土地の取得価格又は修正取得価格	同左	同左	同左
	保有分	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
	取得分	3%	3%	3%	3%
	免税点	5,000㎡	10,000㎡	10,000㎡	10,000㎡
	納期	地方税法第599条第1項各号に定める申告・納税期限	同左	同左	同左

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税
調整の内容	6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	霧島町	隼人町	福山町	調整方針
納税義務者	取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	同左	同左	現行のとおり（税法どおり） 参考 法第585条
課税基準	土地の取得価格又は修正取得価格	同左	同左	現行のとおり（税法どおり） 参考 法第593条
保有分	1.4%	1.4%	1.4%	現行のとおり（税法どおり） 参考 法第594条
取得分	3%	3%	3%	※地方税法の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）により、平成15年度以降は特別土地保有税の新たな課税は行なわれないこととされました。
免税点	10,000㎡	10,000㎡	10,000㎡	現行のとおり（税法どおり） 参考 法第595条
納期	地方税法第599条第1項各号に定める申告・納税期限	同左	同左	現行のとおり（税法どおり） 参考 法第599条

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入湯税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
入湯税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	実績なし	該当なし	該当なし	41事業所	
	納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する			鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する	
	税率	宿泊料が8,000円以上	150円			150円
		宿泊料が5,000円以上 8,000円未満	100円			130円
		宿泊料が3,000円以上 5,000円未満	80円			
		宿泊料が5,000円未満				80円
		宿泊料が3,000円未満	50円			
		高校、中学校の修学旅行時の入湯				20円
		入湯客一人1日について (日帰り)				80円
	自炊				60円	
徴収方法				特別徴収		
納入者				特別徴収義務者は、鉱泉浴場経営者		
納期				毎月15日までに申告納付 (前月分)		

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入湯税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針	
入湯税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	22事業所	24事業所	1事業所	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第701条	
	納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する	同左	同左		
	税率	宿泊料が8,000円以上	150円	150円	150円	牧園町の例による 参考 法第701条の2
		宿泊料が5,000円以上 8,000円未満	130円	100円	100円	
		宿泊料が3,000円以上 5,000円未満	100円	80円	80円	
		宿泊料が5,000円未満	100円	100円	100円	
		宿泊料が3,000円未満	100円	50円	50円	
		高校、中学校の修学旅行時の入湯	20円	20円	20円	
		入湯客一人1日について(日帰り)	80円	80円	80円	
	自炊	80円	80円	80円		
徴収方法	特別徴収	同左	同左			
納入者	特別徴収義務者は、鉱泉浴場経営者	同左	同左			
納期	毎月15日までに申告納付(前月分)	毎月15日までに申告納付(前月分)	毎月末日までに申告納付(前月分)			

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税
調整の内容	8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。		

各市町の現況

項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	
都市計画税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	17,257人	該当なし	該当なし	該当なし	
	納税義務者	都市計画区域のうち市都市計画税条例で指定された区域内に所在する土地及び家屋の所有者				
	賦課期日	1月1日				
	税率	0.2%				
	課税基準	固定資産税の課税基準となるべき価格(土地・家屋)				
	課税標準総額 (H15/9/30現在)	土地				7,534,500,000円
		家屋				100,696,550,000円
		期数				4期
	納期	第1期				5月1日～5月31日
		第2期				7月1日～7月31日
第3期		11月1日～11月30日				
第4期		2月1日～2月末日				

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	10 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税
調整の内容	8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。		

各市町の現況

項 目		霧島町	隼人町	福山町	調整方針
都市 計 画 税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	該当なし	12,922人	該当なし	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第702条
	納税義務者		都市計画区域のうち市都市計画税条例で指定された区域内に所在する土地及び家屋の所有者		
	賦課期日		1月1日		
	税 率		0.2%		
	課税基準		固定資産税の課税基準となるべき価格 (土地・家屋)		
	課税標準総額 (H15/4/1現在)		43,230,791,190円		
	土 地 家 屋		70,395,858,953円		
納期	期数	10期	第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月12日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月13日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日	固定資産税の納期と同様とする。 参考 法第702条の7	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（納期比較）
------	------------	------	------------

主要税納期の比較

税目	賦課期日	市町名	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				個人市町民税	1月1日	国分市	4期			★		★		★	
		溝辺町	4期			★		★	★		★				
		横川町	4期				★	★		★		★			
		牧園町	4期			★		★		★		★			
		霧島町	4期			★		★		★			★		
		隼人町	10期			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
		福山町	4期			★		★		★		★			
固定資産税	1月1日	国分市	4期		★		★				★				★
		溝辺町	4期		★		★			★		★			
		横川町	4期		★		★			★		★			
		牧園町	4期		★		★			★		★			
		霧島町	4期		★		★			★		★			
		隼人町	10期			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
		福山町	4期	★			★			★		★			
軽自動車税	4月1日	国分市	1期	★											
		溝辺町	1期	★											
		横川町	1期		★										
		牧園町	1期	★											
		霧島町	1期	★											
		隼人町	1期	★											
		福山町	1期	★											
国民健康保険税	4月1日	国分市	8期				★	★	★	★	★	★	★	★	
		溝辺町	6期			★	★	★	★	★	★				
		横川町	4期	★			★			★		★			
		牧園町	4期		★		★			★		★			
		霧島町	7期		★	★		★	★	★	★	★			
		隼人町	10期			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
		福山町	6期		★			★	★		★	★	★		

新市	賦課期日	税目	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1月1日	個人市民税	4期			★		★		★				★	
1月1日	固定資産税 (都市計画税)	4期		★		★						★		★	
4月1日	軽自動車税	1期		★											
	国民健康保険税 (介護保険料普通徴収)														

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

《根拠法令等》

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）
（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【趣旨】

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度（平成14年3月の改正で3年度から5年度に延長された）に限って、不均一の課税をすることができる旨を定めたものである。また、同期間における課税免除の特例が創設された。不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、第6条第2項には、「地方団体は、公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」、第7条においては、「地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。」となっている。

【運用】

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合としては、

- ①合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められた場合
- ②市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合のいずれかに該当する場合に限られる。

【対象税目】

税率には標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税、特別土地保有税については、不均一課税を行う余地はない。

【特例の範囲】

不均一の課税の特例は、合併の日に属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性、住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできるだけ短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないと都解される。また、制限税率がある場合には、これを超えて不均一の課税を行うことはできないのは当然である。

【その他】

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなくてはならない。したがって、一般と異なる税率で賦課する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。合併後に不均一課税を行うか否かについては、事前に取り決めを行うことが適当であるが、この取り決めはあくまで申し合わせ事項に過ぎないので、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて不均一課税が行われるものである。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

地方税法（抜粋）

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

(1)市町村民税 (2)固定資産税 (3)軽自動車税 (4)市町村たばこ税 (5)鉱産税 (6)特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

(1)都市計画税 (2)水利地益税 (3)共同施設税 (4)宅地開発税 (5)国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合（次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が2以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわなるときは、道府県知事（当該承継市町村が2以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前条第2項から第10項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。

4 前3項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定め例によるものとする。この場合において、承継市町村が第5条第3項の規定によつて課する普通税又は同条第7項の規定によつて課する目的税（以下本項において「法定外税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれらと課税客体を同じくする同種の法定外税があるため、同種の法定外税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る法定外税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの法定外税のうちいずれか一を課するものとしなければならない。

（市町村民税の納税義務者等）

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて課する。

(1)市町村内に住所を有する個人

(2)市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(3)市町村内に事務所又は事業所を有する法人

(4)市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 前項第1号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（個人の均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1) 人口50万以上の市	年額3,000円
(2) 人口5万以上50万未満の市	年額2,500円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

（法人等の均等割の税率）

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1. 資本等の金額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第8号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	年額300万円
2. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額175万円
3. 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額41万円
4. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額40万円
5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額16万円
6. 資本等の金額が千円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額15万円
7. 資本等の金額が千円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額13万円
8. 資本等の金額が千円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額12万円
9. 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額5万円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

（法人税割の税率）

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

（個人の市町村民税の賦課期日）

第318条 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）

第320条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

（固定資産税の税率）

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

（固定資産税の免税点）

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

（固定資産税の賦課期日）

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（固定資産税の納期）

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額（第364条第10項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（軽自動車税の標準税率）

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)原動機付自転車

- イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ニに掲げるものを除く。） 年額 1,000円
- ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円
- ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円
- ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円

(2)軽自動車及び小型特殊自動車

- イ 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円
- ロ 三輪のもの 年額 3,100円
- ハ 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額5,500円

自家用 年額7,200円

貨物用のもの

営業用 年額3,000円

自家用 年額4,000円

(3)二輪の小型自動車 年額4,000円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

3 市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によつて区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別な事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

（たばこ税の納税義務者等）

第465条 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。

3 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

（たばこ税の税率）

第468条 たばこ税の税率は、1000本につき2,743円とする。

（市町村たばこ税の税率の特例）

地方税法附則

第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行なわれた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。

2 平成15年7月1日以後に売渡しが行なわれたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻きたばこ3級品の当該廃止の時のおける品目と同一である喫煙用の紙巻きたばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（特別土地保有税の納税義務者等）

第585条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の保有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第1項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

（特別土地保有税の課税標準）

第593条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

（特別土地保有税の税率）

第594条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

（特別土地保有税の免税点）

第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第1号の市にあつては、当該市の区の区域）内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地（第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く）の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、第599条第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積債（以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

(1) 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域

2000平方メートル

(2) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。）

5000平方メートル

(3) その他の市町村の区域

10000平方メートル

（特別土地保有税の申告納付）

第599条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(1) 1月1日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税

その年の5月31日

(2) 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税

その年の2月末日

(3) 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税

その年の8月31日

2 前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が1月1日において所有する土地（第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の取得価額の合計額

(2) 前項第2号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用があるもの及び土地の取得に対して課する特別土地保有税を既に申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。次号において同じ。）の取得価額の合計額

(3) 前項第3号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地の取得価額の合計額

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（都市計画税の課税客体等）

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第9項から第11項まで、第16項、第26項から第31項まで、第34項から第36項まで、第38項、第41項又は第42項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項及び第8項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

（都市計画税の税率）

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

（都市計画税の賦課期日）

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（都市計画税の納期）

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額（次条第1項前段の規定によつて固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

地方税の取扱い 先進事例

日置合併協議会（鹿児島県）

- 1 原則として、6町同一のものについては、現行のとおりとする。
- 2 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税の税率については、地方税法の標準税率とする。
- 3 納期については、下記のとおりとする。
個人市町村民税：6月、8月、10月及び翌年1月とし、各月15日から同月末日までとする。
固定資産税：5月、7月、12月及び翌年2月とし、各月15日から同月末日までとする。ただし、12月については10日から25日まで、2月については10日から同月末日までとする。
軽自動車税：5月15日から同月末日までとする。
- 4 前納報奨金、入湯税、減免規定等については合併時までに統一できるよう調整する。

川薩地区合併協議会（鹿児島県）

地方税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

1. 個人市民税の均等割については、標準税率（2,500円）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
減免については、川内市の例による。
2. 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。
ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。
3. 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。
減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
4. 特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。
5. 鉱産税は、入来町の例により調整する。
6. 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。
納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。
減免、課税免除については、川内市の例により調整する。
非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。
7. 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
8. 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100円）の例により調整する。
課税免除については、合併までに調整する。
入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。
9. 納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。
納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。
10. 個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。
11. 口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。
12. 納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

指宿地区4市町合併協議会（鹿児島県）

- 1 個人市民税
 - ①均等割については、地方税法の定める標準税率とする。
 - ②所得割については、4市町相違がないので現行のとおりとする。
 - ③納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から指宿市の制度を適用する。
- 2 法人市民税
 - ①法人税割については、指宿市及び山川町の制度を適用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用して、合併年度及びこれに続く3年度間は現行の税率を適用する。
 - ②均等割については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税
 - ①税率について、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
 - ②納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から指宿市の制度を適用する。
- 4 軽自動車税
 - ①税率については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
 - ②納期については、指宿市、山川町及び開聞町の制度を適用する。
- 5 市（町）たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
- 6 入湯税については、指宿市の制度を適用する。
- 7 都市計画税については、指宿市の制度を適用する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1. 個人市町民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度は現行の税率を採用する。納期は、吉田町、津島町の例により調整する。ただし、合併年度は、旧市町の例による。
2. 法人市町民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
3. 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時まで調整する。
4. 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は、旧市町の例による。
5. 市町たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。
6. 入湯税は、宇和島市の例により調整する。

高田郡六町合併協議会（広島県）

- 1 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税及びたばこ税に係る税率については、6町に相違がないため、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 納期については、次のとおりとする。
 - ア 個人市民税の納期は、6月、8月、10月、及び翌年1月の4期とし、各月の1日から末日までとする。
 - イ 固定資産税の納期は、5月、7月、12月及び翌年2月の4期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月については、1日から25日までとする。
 - ウ 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
- 3 固定資産税に係る課税地積及び土地評価方法については、各町単位で従前の方法による。

宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

- 地方税（国民健康保険税及び都市計画税を除く）の取扱いについては、次のとおりとします。
- 1 固定資産税の税率については、1.4%とします。
 - 2 個人の住民税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。なお、平成17年度の均等割りの税率は、地方税法の人口規模別の標準税率を適用し、2,500円とします。
 - 3 法人の住民税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
 - 4 軽自動車税の税率については、次のものを除き1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
 - ①小型特殊自動車（農耕作業用のもの）は、年額1,600円とします。
 - ②小型特殊自動車（その他のもの）は、年額4,700円とします。
 - 5 入湯税については、宮津市の例により課税します。
 - 6 たばこ税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
 - 7 特別土地保有税については、免税点以外は1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
 - 8 固定資産税及び個人の住民税の納期の相違、並びに単独若しくは集合の徴収方法の相違については、新市移行までの早期に調整します。

玉名地域1市8町合併協議会（熊本県）

- 1 個人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、所得割は現行のとおりとし、均等割は地方税法第310条の規定に基づき、合併する日の属する年度の翌年度以降年額2,500円とする。

普通徴収の方法による納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月、翌年1月とし、特別徴収は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第312条第2項及び第314条の6第1項の規定に基づき、均等割・法人税割共に制限税率とする。

ただし、合併する日の属する年度及びこれに続く5年度間は、合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
- 3 固定資産税の納税義務者・税率・免税点については、現行のとおりとする。

納期については、地方税法第362条第1項ただし書きの規定に基づき、5月、9月、12月、翌年2月とする。
- 4 軽自動車税の納税義務者・納期については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第444条の規定に基づき、標準税率とする。ただし、小型特殊自動車は現行のとおりとする。また、標識のき損等にかかる弁償金については、玉名市、玉東町、長洲町の例による。
- 5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、徴収猶予等は新市に引き継ぐ。
- 8 入湯税の納税義務者については、現行のとおりとする。税率・申告納付期限については、玉名市の例による。ただし、合併する日の属する年度については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
- 9 都市計画税の納税義務者・課税標準・税率については、当分の間現行のとおりとする。納期については、固定資産税の納期と同様とする。

納税関係事業について（協定項目25-5）

納税関係事業について、次のとおり協議を求める。

- 1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。
- 2 納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。

平成15年11月25日提出

始良中央地区合併協議会
会長 鶴丸明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	前納報奨金
調整の内容	1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	<p>【概要】 個人の町県民税の納税義務者（特別徴収対象者を除く）及び固定資産税の納税義務者（法人を含む）で、第1期納期限内に第2期以後の納付額全額を納付した場合に交付する。</p> <p>【報償率】 0.5%×納期前月数、10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>【限度額】 10万円</p> <p>【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月16日～6月30日 固定資産税 第1期5月16日～5月31日</p> <p>【実施時期】 第1期納期限まで</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 687,000円 固定資産税 6,273,160円</p>	<p>【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者（法人を除く）で、第1納期限内に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【報償率】 1%×納期前月数、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>【限度額】 10万円</p> <p>【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期7月16日～7月31日 固定資産税 第1期5月16日～5月31日</p> <p>【実施時期】 第1納期限まで</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 495,990円 固定資産税 2,862,720円</p>	<p>【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1納期限内に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【報償率】 1%×納期前月数、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>【限度額】 10万円</p> <p>【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月16日～6月30日 固定資産税 第1期5月16日～5月31日</p> <p>【実施時期】 第1納期限まで</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 1,250,760円 固定資産税 5,972,680円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	前納報奨金
調整の内容	1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の17年度から廃止する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【報償率】 ○町県民税 第2期の税額の10%、確定金額に10円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。 【限度額】 10万円 ○固定資産税 前納金額×前納月数/100 結果的に第2期の税額の9%、確定金額に10円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。 【限度額】 10万円</p> <p>【対象者】 個人町県民税及び固定資産税（法人を含む）の納税義務者</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月1日～6月30日 固定資産税 第1期5月1日～5月31日 （法人を含む） 【実施時期】 第1納期限まで</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 509,800円 固定資産税 3,810,300円</p>	<p>該当なし 平成15年度から廃止</p>	<p>【概要】 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p>【報償率】 1%×納期前月数、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>【限度額】 固定税2期税額の14%、町県民税2期税額の9%</p> <p>【対象者】 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p>【該当する納期の設定】 個人町県民税 第1期6月17日～6月30日 固定資産税 第1期4月17日～4月30日</p> <p>【実施時期】 第1納期限まで</p> <p>【補助金等】 平成14年度 支出実績額 町県民税 590,400円 固定資産税 4,438,280円</p>	<p>1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	納税組合
調整の内容	2 納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。		

各市町の現況			
国分市	溝辺町	横川町	牧園町
該当なし	<p>【組合数】 96</p> <p>【納税奨励金】 ・普通奨励金 納期内完納、納付令書枚数割 1枚につき4円、納税額割 100分の1.5 納期内納税者数90%～100未満、納付令書枚数割 1枚につき4円、納税額割 100分の0.5</p> <p>・特別奨励金 納税成績が優秀な納税組合に対し交付する交付額は、税額割、令書枚数割、完納割を勘案し予算の範囲内で定める。</p> <p>【その他】 納税組合長懇話会 年1回開催</p> <p>【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税</p> <p>【平成14年度支給額】 一般会計 3,538,580円 国保特別会計 2,806,450円</p>	該当なし	該当なし

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	納税組合
調整の内容	2 納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。		

各市町の現況			
霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【組合数】 36</p> <p>【補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税組合補助金 納期内納付額の100分の3 ・納税組合長補助金 納期内外納付額の100分の1.5 ・完納奨励金 完納組合に対し交付、交付額は、納付額割、均等割を勘案し予算の範囲内で交付 <p>【その他】 納税組合長会 年1回開催</p> <p>【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税</p> <p>【平成14年度支給額】</p> <p>一般会計 5,588,460円 国保特別会計 5,901,710円</p> <p>【備考】 平成15年度をもって廃止予定（平成16年度から廃止）</p>	<p>【組合数】 196</p> <p>【納税報奨金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税組合報奨金 納期限までに納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.0/100、1世帯に対し250円 納期限1ヶ月以内に納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.0/100、1世帯に対し150円 ・取りまとめに対する奨励金（組合長に対して） 納期限までに納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.5/100、1件に対し6円 納期限1ヶ月以内に納税組合が完納した場合、納付額に対し 0.5/100、1件に対し3円 <p>【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税</p> <p>【平成14年度支給金額】</p> <p>納税組合奨励金 12,449,350円 取りまとめ奨励金 一般 4,168,290円 国保 13,080,150円 計 29,697,790円</p>	<p>【組合数】 44</p> <p>【納税奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通奨励金 全納税組合に対し、納税率及び納付・取りまとめ件数で金額を決定し交付する。 ・特別奨励金 納期内完納及び95%（予算状況で変更あり）以上の納税率の組合に対し、予算の範囲内で交付する。 <p>【対象税目】 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税</p> <p>【平成14年度支給金額】</p> <p>普通奨励金 3,305,100円 特別奨励金 319,800円</p>	<p>2 納税組合については、合併後の平成17年度から廃止する。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-5 納税関係事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	-------------	------	--------------

地方税法

（個人の市町村民税の納期前の納付）

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

（固定資産税に係る納期前の納付）

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

納税貯蓄組合法（昭和26年・法律第145号）

（目的）

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行（日本銀行を除く。）、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「指定金融機関」という。）に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税（地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。）をいう。

（補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

納税貯蓄組合法施行例（昭和26年・制令99号）

（補助金の交付手続）

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体が第1条第1項の規定による規約の届出をしていない地方公共団体であるときは、前項の規定により提出する補助金交付申請書には、当該規約の謄本を添附するものとする。

納税関係事業 先進事例

高田郡六町合併協議会（広島県）

- 1 全期前納報奨金については、第1期に全額納付した者に限り交付し、その割合は100分の0.3とする。交付限度額は設けない。
- 2 納税組合の納税報奨金については、納税事務手数料相当額を交付する。
- 3 完納報奨金については、廃止する。

宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

納税関係事業については、次のとおりとします。

- (1) 納税組合の組織及び報奨金等については、新市以降までの早期に調整します。
- (2) 個人の住民税及び固定資産税（一体的に徴収される都市計画税を含む）の納期前の納付に係る報償金については、次のとおりとします。
 - ① 交付率については、100分の0.35とします。
 - ② 交付額については、税目ごとに納税者一人当たり50万円を限度とします。
 - (3) 税務証明手数料については、住民票等の手数料に準じます。

北魚沼6か町村合併協議会（新潟県）

- 1 住民税の申告受付は、基本的には現在の6庁舎で行う。ただし、広神村、守門村、入広瀬村については、当分の間現行のとおり集落に出向する。
- 2 納税貯蓄組合並びに全納報奨金制度及び入湯税納税報奨金制度については、合併までに廃止する。

西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 納税組合については、新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後に調整する。
- 納期前納付報奨金については、廃止の方向で合併までに調整する。
- 納税報奨金等については、合併までに調整する。
- 口座振替については、実施の方向で合併までに調整する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 個人市町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
 - ① 報奨率については、100分の0.5とする。
 - ② 該当納期（月数）については、全期前納方式による算定とする。
 - ③ 限度額については、宇和島市の例により、合併時までに調整する。
- 2 納税貯蓄組合への補助金（奨励金）については、納税貯蓄組合法に基づき、新市移行後速やかに調整する。
- 3 口座振替制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

上五島地域5町合併協議会（長崎県）

- 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期は、合併までに調整する。ただし、合併初年度については、旧町の例による。
- 法人町民税、町たばこ税、特別土地保有税の納期は、5町相違ないため現行のとおりとする。
- 鉦産税の納期は、若松町、奈良尾町の例による。入湯税の納期は、新魚目町、奈良尾町の例による。
- 納税組合は、現行どおり新町に引き継ぐ。報奨金は、合併までに調整する。
- 口座振替は、全税目口座振替制度を導入する。必要な事項は合併までに調整する。
- その他、集合徴収については、合併までに調整する。ただし、合併初年度については旧町の例による。

邑久郡合併協議会（岡山県）

- 前納報奨金については、合併時に廃止する。
- 督促手数料及び口座振替制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

窓口業務について（協定項目 2 5 - 8）

窓口業務について、次のとおり協議を求める。

- 1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。
- 2 印鑑登録証（住民カード含む。）については、様式を合併時まで定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。
- 3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-8 窓口業務	関係項目	住民票・戸籍・印鑑登録交付事務
調整の内容	<p>1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。</p> <p>2 印鑑登録証（住民カード含む）については、様式を合併時まで定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。</p> <p>3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。</p>		

各市町の現況

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 戸籍総合システムあり 手数料は交付窓口（8番）にて納入し納付領収書を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証、国分市民カードを持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 国分市に住民基本台帳法に基づき住所を有する者及び、外国人登録法に基づき本市に外国人登録原票に登録されている者（15才未満の者及び成年被後見人は、登録できない。） 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 29,001件</p>	<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は町民課窓口にて納入し、レシートを発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証を持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 登録要件は、溝辺町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 5,030件</p>	<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は住民課窓口にて納入し納付領収書を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証を持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 登録要件は、横川町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 3,811件</p>	<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は町民課窓口にて納入し納付領収証を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証明書の交付申請は、町民カード（印鑑登録証）を持参し、申請する。 町民カードを持参すれば、何人でも証明書の交付を受けることができる。</p> <p>【対象者】 登録要件は、牧園町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 6,005件</p>

国分市	溝辺町	横川町	牧園町
<p>【交付時間】 8時15分～17時00分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 勤務体制 総合窓口 12：00～12：30 12：30～13：00 2交替制</p> <p>【自動交付機】 設置あり 設置場所 国分市役所 稼働時間 8：00～19：00 稼働期間 1月4日～12月28日</p> <p>(利用状況) 住民票写し 6,232件 印鑑証明 8,785件 市県民税所得証明 1,290件 市県民税課税証明 71件 納税証明 (市県民税) 129件</p>	<p>【交付時間】 8時30分～17時15分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 勤務体制 当番制 (13：00～14：00休憩)</p> <p>【自動交付機】 設置なし</p>	<p>【交付時間】 8時30分～17時15分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 職員勤務体制 交替制なし</p> <p>【自動交付機】 設置なし</p>	<p>【交付時間】 8時30分～17時15分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 職員勤務体制 交替制なし</p> <p>【自動交付機】 設置あり 設置場所 牧園町役場1台 高千穂公民館1台 稼働時間 9：00～20：00 ただし、高千穂公民館は 年末年始除く</p> <p>(利用状況) 住民票 牧園町役場594件 高千穂公民館350件 印鑑証明 牧園町役場1,125件 高千穂公民館594件 所得証明 牧園町役場47件 高千穂公民館8件 課税証明 牧園町役場6件 高千穂公民館1件 納税証明 なし</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-8 窓口業務	関係項目	
調整の内容	<p>1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。</p> <p>2 印鑑登録証（住民カード含む）については、様式を合併時まで定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。</p> <p>3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。</p>		

各市町の現況

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は町民課窓口にて納入しレシートにて領収書を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証を持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 登録要件は、霧島町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 3,727件</p>	<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は町民課の窓口で納入、レシートにて領収証を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証を持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 登録要件は、隼人町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 20,808件</p>	<p>○住民票・戸籍交付事務 【住民票交付事務】 住民票等の発行・交付（別紙のとおり）</p> <p>【戸籍交付事務】 戸籍法第10条第1項の請求の基づき交付（別紙のとおり） 手数料は収入役室窓口（指定金融機関）にて納入し納付領収書を発行</p> <p>○印鑑登録・交付事務 【概要】 印鑑登録を申請する者は、自らもしくは、代理人により役場に出向き登録申請する。 印鑑登録証を持参した本人もしくは代理人が受付に交付申請を請求した場合に交付する。</p> <p>【対象者】 登録要件は、福山町に住所を有する者及び、外国人登録をしている者 印鑑登録してある者 印鑑登録者数 4,374件</p>	<p>1 窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう現行のとおりとする。</p> <p>2 印鑑登録証（住民カード含む）については、様式を合併時まで定め、合併後随時、切り替えることとする。なお、切り替えの手数料については無料とする。</p> <p>3 自動交付機については、すでに設置されている国分市、牧園町については、新市に引き継ぎ、他町においては、合併後、速やかに設置の方向で検討する。</p>

霧島町	隼人町	福山町	調整の具体的内容
<p>【交付時間】 8時30分～17時15分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 職員勤務体制 交替制なし</p> <p>【自動交付機】 設置なし</p>	<p>【交付時間】 8時30分～17時00分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 勤務体制 交替制（13：00～14：00休憩）</p> <p>【自動交付機】 設置なし</p>	<p>【交付時間】 8時30分～17時15分</p> <p>【昼間窓口】 時間 12：00～13：00 職員勤務体制 本庁 交替制なし 支所 交替制 11：30～12：30 12：30～13：00</p> <p>【自動交付機】 設置なし</p>	

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目		25-8 窓口業務	関係項目			参考資料（人口等比較表）		
		（平成15年3月31日現在）						
項目		国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
戸籍	本籍人口（人）	54,710	10,862	11,714	15,563	11,008	40,944	13,702
	本籍数（戸籍）	20,933	4,070	4,444	6,035	3,508	15,121	5,806
住民基本台帳	住基人口（人）	53,330	8,714	5,542	9,245	5,813	36,264	7,171
	世帯数（世帯）	22,473	3,408	2,441	4,110	2,398	15,542	3,106
外国人登録	世帯数（世帯）	156	9	4	27	6	71	3
	人数（人）	176	9	5	27	7	85	3
住民異動	転入件数（件）	4,672	546	187	486	220	1,962	174
	転出件数（件）	4,319	529	183	505	240	2,091	247
	出生件数（件）	690	82	51	58	35	379	39
	死亡件数（件）	384	75	81	150	81	309	116

始良中央地区合併協議会 参考資料

協定項目	25-8 窓口業務			関係項目	参考資料（窓口発行枚数） （平成15年3月31日現在）		
項目	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
住民票謄本	6,604	947	4,420	1,178	792	6,346	4,499
住民票抄本	33,747	5,031		5,654	2,523	19,231	
住民記載事項証明	1,921	353		90		1,496	
公的年金受給者現況届証明	住民記載事項証明に含む		住民記載事項証明に含む	377	住民記載事項証明に含む	住民記載事項証明に含む	住民記載事項証明に含む
個人年金受給者現況届証明	住民記載事項証明に含む		住民記載事項証明に含む		住民記載事項証明に含む	住民記載事項証明に含む	住民記載事項証明に含む
印鑑登録証（住民カード含む）	2,022	376	149	385	184	1,578	268
印鑑登録証（再交付）	633		89		41	383	
印鑑登録証明	21,877	3,735	2,269	3,815	2,526	15,473	2,778
外国人登録済証	42	3	2	27	3	42	—
自動車臨時運行証明	360	—	—	—	—	202	—
埋火葬許可証・交付済証	375	78	81	123	81	335	111
住民基本台帳閲覧	11,833	1,562	—	857	542	5,170	1,010
死亡診断書の写し	戸籍の受理証明に含む	戸籍記載事項証明に含む	—	82	36	戸籍記載事項証明に含む	戸籍記載事項証明に含む
身分証明書	568	97	116	153	17（郵便分）	472	110
戸籍謄本 （全部事項証明）	6,856	1,277	1,561	2,193	1,347	5,423	1,659
戸籍抄本 （個人事項証明）	3,229	776	401	1,095	706	2,376	782
戸籍の一部事項証明	8	61	—	—	—	—	—
除かれた戸籍の全部事項証明	837	—	—	—	—	—	—
除かれた戸籍の個人事項証明	23	—	—	—	—	—	—
除かれた戸籍の謄本	除かれた戸籍の抄本に含む	518	765	1,120	589	1,370	980
除かれた戸籍の抄本	4,257	16		5	2	17	2
戸籍の受理証明	498	22	—	9	0	123	9
戸籍の受理証明（上質）	2	—	—	—	—	—	—
不在住・不在籍証明	147	戸籍記載事項証明に含む	—	44	1（郵便分）	—	戸籍記載事項証明に含む
戸籍届書閲覧	—	—	—	—	—	—	—
戸籍記載事項証明	3	61	—	18	36	1	63
戸籍附票写し	1,924	316	—	991	299	1,394	510
合計	97,766	15,229	9,853	18,216	9,707	61,432	13,169

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	25-8 窓口業務		関係項目	参考資料（自動交付機発行枚数） （平成15年10月1日現在）		
項 目	国分市			牧園町		
	総交付数	自動交付機交付数	自動交付機の発行割合	総交付数	自動交付機交付数	自動交付機の発行割合
住民票写し	40,351	6,232	15.4%	6,832	944	13.8%
印鑑証明	21,877	8,785	40.2%	3,815	1,719	45.1%
市・町県民税所得証明	7,342	1,290	17.6%	1,820	55	3.0%
市・町県民税課税証明	1,385	71	5.1%	249	7	2.8%
納税証明（市・町県民税）	1,234	129	10.5%	なし	なし	なし
合計	72,189	16,507		12,716	2,725	

協定項目	25-8 窓口業務	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	-----------	------	--------------

＜関係法令抜粋＞			
<p>◇住民基本台帳法 (昭和42年7月25日法律第81号)</p>	<p>(市町村長等の責務) 第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。(3、4項省略) (住民基本台帳の作成) 第6条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。(2項省略) 3 市町村長は、政令で定めるところにより、第1項の住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。 (住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第11条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)に係る部分の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第50条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)の閲覧を請求することができる。(2項省略) 3 市町村長は、第1項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。 (住民票の写し等の交付) 第12条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあっては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載した事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。(2～6項省略)</p>		
<p>◇戸籍法 (昭和22年12月22日法律第224号)</p>	<p>第1章 総則 第1条 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。 2 前項の事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。 第2章 戸籍簿 第6条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。ただし、日本人でない者(以下「外国人」という。)と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。 第8条 戸籍は、正本と副本を設ける。 2 正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方方法務局又はその支局がこれを保存する。 第10条 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。 2 前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。 (3、4項省略) 第12条 一戸籍内の全員をその戸籍から除いたときは、その戸籍は、これを戸籍簿から除いて別につづり、除籍簿として、これを保存する。 2 第9条、第11条及び前条の規定は、除籍簿及び除かれた戸籍について準用する。 第4章 届出 第25条 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。 2 外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。 第28条 法務大臣は、事件の種類によって、届書の様式を定めることができる。 2 前項の場合には、その事件の届出は、当該様式によってこれをしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 第49条 出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは、3箇月以内)にこれをしなければならない。 (2、3項省略) 第5章の2 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例 第117条の2 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令の定めるところにより戸籍事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができる。 2 前項の指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。</p>		



窓口業務 先進事例

三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

- 1 昼時間窓口業務は、本庁・支所ともに実施するものとする。
- 2 夜間窓口業務については、本庁において三次市の例により実施するものとする。

宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

- (1) 印鑑登録証については、各市町で現在発行しているものは使用できなくなるため、合併までに様式を定め、速やかに差し替えることとします。なお、差し替え分の手数料については、無料とします。
- (2) 住民票等の手数料については、新市移行と同時に、別紙1のとおりとします。

高田郡六町合併協議会（広島県）

- 1 窓口業務の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう、原則として現行どおりとする。
- 2 市役所及び支所以外での住民票等の交付については、新市においてもサービス拡充の方向で取り組むものとする。

東濃西部合併協議会（岐阜県）

- 窓口業務については、市民サービスの低下とならないよう次のとおり調整する。
- 1 3市1町の本庁舎の窓口業務については、3市の例により合併時までに統一する。また、既設の支所・出張所等の窓口業務については、統一に向け合併時までに調整を図る。
 - 2 ICカードの運用を引き続き推進し、市民サービスの充実を図る。
 - 3 閉庁時の窓口業務の取扱いについては、合併時までに調整を図る。

邑久郡合併協議会（岡山県）

住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録及び戸籍事務などの窓口業務については、本庁・支所・出張所の事務執行体制を調整し、いずれにおいても証明等の交付が受けられるなど、住民サービスの低下にならないよう配慮する。郵便局ワンストップサービスについては、当面現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

南郡熊野4市町合併協議会（三重県）

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

麻植郡合併協議会（徳島県）

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないことを原則とし、調整に努めるものとする。

日田市郡合併協議会（大分県）

住民の記録に関する各種証明手数料については、日田市の額に統一する。
(理由)
住民サービスの向上、負担公平の原則から最も低い負担水準にする。